

熊本の介護事業所様向けセミナーのご案内

人材不足時代に適応する

介護外国人 雇用活用セミナー

このようなお悩みをお持ちの方は ぜひご参加ください

- ✓人手不足を解消するために外国人の採用を考えている。
- ✓特定技能・技能実習生を活用していきたい。
- ✓外国人材の雇用を考えているが、何をすればいいか分からない
- ✓外国人を雇用する上で、やってはいけないことを知りたい
- ✓外国人介護人材を確保したい。
- ✓若くてやる気のある人材を雇用したい。

開催
日時
場所

2020年2月27日(木) 14:00～16:00

市民会館シアーズホーム夢ホール 第6会議室

お申込み〆切：2月21日（金） 定員：15名 受講料：3,000円

セミナーテーマ／内容

改正入管法に対応した介護における外国人雇用のポイント外国人の戦力化方法

- (1) 介護事業所における外国人活用の実態 (2) 外国人介護職員を雇用できる4つの制度解説
(EPA・介護・技能実習・特定技能)
- (3) 介護業界で外国人を雇用する上での労務管理上の注意点
- (4) 介護業界で外国人を戦力化する方法

主催

弁護士法人Si-Law 弁護士 西田幸広

TEL：096-234-6543 FAX：096-234-6553

〒862-0908 熊本県熊本市東区新生1丁目1-11 2F (熊本オフィス)

〒866-0863 熊本県八代市西松江城町4番30号 (八代オフィス)

当事務所のより詳しい情報は
こちらのホームページをご覧くださいませ。
<https://kumamoto-jinzai.jp>



～ セミナーでお伝えすること ～

2019年4月1日に施行された改正入管法により、外国人の雇用に関して規制が緩和されました。介護分野においては、外国人が日本で働くために4種類のビザが認められており、新たに創設された「特定技能」においても、介護分野で5年間・最大6万人の外国人の受け入れが見込まれています。今後、介護分野における外国人活用が活発になることは間違いありません。そこで、今回のセミナーでは、外国人雇用をいち早く検討し、介護業界において、外国人雇用を考える上で注意すべきポイントについて解説します。

セミナーのポイント！

- ①介護分野における外国人概況
- ②改正入管法のポイントと影響
- ③外国人を雇う上での注意点
- ④ビザ別外国人雇用チェックポイント

セミナー講師紹介



弁護士 司法書士 西田幸広

企業法務を主要業務とし、これまでの関与先企業は500社以上に及ぶ。特に人財戦略サポートを積極的に行い、技能実習生の監理団体設立にも関与し、外部監査を務めるなど、外国人労務に注力している。

【直近の開催セミナー】

<2019年5月>

2019年4月施行！

改正入管法徹底解説！外国人戦力化セミナー

<2019年9月>

改正入管法対応！

『建設業』向け外国人雇用体制構築セミナー

開催概要

日時	2020年2月27日(木) 14:00～16:00 (13:30受付開始)
会場	市民会館シアーズホーム夢ホール(第6会議室) 〒860-0805 熊本市中央区桜町1番3号
受講料	3,000円(税込) お申し込み締切：2月21日(金)
連絡先	TEL. 0965-62-8582 (担当：緒方) ご不明な点などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。



HPはこちら↑

お申し込みは、HPのお問い合わせフォームまたは、
下記の枠内をご記入の上、FAX：096-234-6553 までご返送下さい。

ふりがな 貴社名		ふりがな ご芳名	
ご住所	〒		
ご連絡先	【TEL】	【FAX】	
Eメールアドレス	@		
個別の法律相談の希望	<input type="checkbox"/> セミナー後の相談を希望する → 内容 ()		